

# 時間帯別電灯 A

(選択約款)

2025 年 4 月 1 日実施

# 時間帯別電灯 A

## 目 次

I	本 則	1
1	適用条件	1
2	選択約款の変更	1
3	契約期間	2
4	供給電気方式および供給電圧	3
5	契約容量	3
6	時間帯区分	4
7	料 金	4
8	使用電力量の計量および算定	5
9	そ の 他	6
II	実 施 細 目	7
1	契約容量	7
2	夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い	7
3	使用電力量の計量および算定	7
4	そ の 他	8
附	則	9
別	表	10

# I 本 則

## 1 適用条件

- (1) この選択約款は、一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の時間帯別電灯A（2024年4月1日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。
- (2) この選択約款は、次の地域に適用いたします。  
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県  
ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

## 2 選択約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。  
イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合  
この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの選択約款を変更いたします。  
なお、この選択約款を変更するまでの間、この選択約款における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款お

よびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの選択約款を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この選択約款を変更する必要がある場合

(2) 当社は、この選択約款の変更を行なう場合は、この選択約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とされない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

### 3 契約期間

契約期間は、標準約款7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。ただし、契約期間満了に先だって、原則として低圧電気供給実施要綱または

特定小売供給約款に規定する需給契約に変更することはできません。

#### 4 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

#### 5 契約容量

契約容量は、次の(1)または(2)のいずれかにより定めます。

- (1) 契約主開閉器により契約容量を定める場合には、標準約款 14(契約電流, 契約電力および契約容量) (2)ロによります。
- (2) 契約上使用できる負荷設備（以下「契約負荷設備」といいます。）により契約容量を定める場合には、標準約款附則 2（契約容量および契約電力にかかわる特別措置）(3)イによります。

ただし、別表 1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に 0.4 を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として

(1)または標準約款附則 2（契約容量および契約電力にかかわる特別措置）

(3)イの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

- (3) (1)により契約容量を定めるお客さまは、原則として(2)の契約容量の決定方法に変更することはできません。

## 6 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

### (1) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

### (2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

## 7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,667円60銭
---------	-----------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	31円17銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	39円21銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	43円91銭

ロ 夜間時間

1キロワット時につき	27円64銭
------------	--------

## 8 使用電力量の計量および算定

- (1) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、原則として、時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計してえた値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、標準約款20（使用電力量の計量および算定）にかかわらず、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計してえた値といたします。

ただし、当該一般送配電事業者等が記録型計量器以外の計量器で計量する場合は、各時間帯別に使用電力量の計量を行なうものとし、それぞれの使用電力量の計量および算定は、標準約款20（使用電力量の計量および算定）(2)に準ずるものといたします。

- (2) 夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量す

る供給設備が設置されている場合は、専用の屋内電路に直接接続された夜間蓄熱式機器に限り、当該一般送配電事業者等は、当該夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、夜間時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (3) (2)の場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

## 9 そ の 他

- (1) 当社は、標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 2（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

## Ⅱ 実 施 細 目

### 1 契約容量

- (1) この選択約款実施の際現に取り付けられている電流を制限する計量器または当該一般送配電事業者等の電流制限器を継続して使用することを希望される場合は、契約容量は、電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

イ 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流 (アンペア)}}{\text{電流 (アンペア)}} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流 (アンペア)}}{\text{電流制限器の定格電流 (アンペア)}} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 夜間蓄熱式機器を使用されている場合で、夜間蓄熱式機器以外の機器について電流を制限する計量器または当該一般送配電事業者等の電流制限器が取り付けられているときは、本則 5 (契約容量) (2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

### 2 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (2) 当社は、別表 1 (夜間蓄熱式機器) に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

### 3 使用電力量の計量および算定

本則 8 (使用電力量の計量および算定) (2)の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則 8 (使用電力量の計量および算定) (1)により計量し

た各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

#### 4 そ の 他

当該一般送配電事業者等の夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

# 附 則

## 1 実施期日

この選択約款は、2025年4月1日から実施いたします。

## 2 5時間通電機器にかかわる取扱い

- (1) 本則8（使用電力量の計量および算定）(2)に該当する場合で、この選択約款実施の際現に旧選択約款附則2（5時間通電機器にかかわる取扱い）(1)に該当する夜間蓄熱式機器が設置されているときは、当該一般送配電事業者等は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則8（使用電力量の計量および算定）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

# 別 表

## 1 夜間蓄熱式機器

(1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいい、貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ 主として夜間時間に通電する機能を有すること。

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) 「主として夜間時間に通電する機能を有する」とは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ 本則 8（使用電力量の計量および算定）(2)の場合で、当該一般送配電事業者等の夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置が取り付けられている場合

## 2 昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\frac{\text{第1段階料金}}{\text{適用電力量}} = 90 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\frac{\text{第2段階料金}}{\text{適用電力量}} = 140 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 標準約款 21 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(1)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$  は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$  といたします。

(3) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間等の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の日数といたします。

ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。